

臨床における倫理方針

(目的)

日下部記念病院の職員は、基本的人権、患者の権利宣言、医療倫理に基づき、臨床における倫理(倫理方針)の原則を以下に制定し、患者様にとって最良な医療を提供します

1. 精神障がい者やその家族を含む精神保健医療福祉の対象となる人々が利用する医療機関として、人権を尊重し自己決定権の尊重を最大限に配慮した医療を提供します
2. 精神保健福祉法および関連する法令を遵守します
3. 医療従事者として倫理的感受性を高め、良質で安全な医療を提供します
4. 医療従事者として多職種間の相互の立場を尊重し、良好な協力関係のもと、医療に尽くします
5. 医療倫理に関する問題等(以下、倫理的問題)については、日下部記念病院「倫理委員会」において倫理的観点から検討を行い、対応策を決定します
6. 5.によって対応策が決定できなければ、社会医療法人加納岩の「倫理委員会」に諮ります

※本方針における倫理的問題については、倫理委員会規程第2条第2項に定めます

附則

平成19年12月19日施行

平成21年6月29日改定

平成27年9月1日改定

平成28年6月7日改定